

第 2 次鶴岡市総合計画の策定について

1. 総合計画策定の趣旨

本市は、市町村合併から3年を経過した平成20年度に、平成21年度から平成30年度までを計画期間とする「鶴岡市総合計画」を策定し、新市が保有する多様な資源や特性を共有、活用し、希望に満ちた明るい将来への展望を掲げながら、新たなまちづくりを推進してきた。

その間、少子高齢化に伴う人口減少の進行や社会経済のグローバル化の進展、東日本大震災を始め大規模な自然災害の発生による安全・安心の意識の高まりなど、地域を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした社会経済情勢の変化や本市が抱える課題に的確に対応し、平成31年度以降の新たなまちづくりを総合的・計画的に進めるための指針として、次期総合計画を策定する。

2. 策定に向けた基本的な考え方

次期総合計画の策定にあたっては、地域の実態や今後の社会情勢の変化などの把握に努め、課題を明らかにするとともに、これまでに実施した施策の点検評価を行い、めざす都市像とまちづくりの基本方針、今後進めていく施策の方向性などについて、総合計画審議会、各専門委員会、庁内ワーキングを開催しながら検討を行う。

その他、総合計画の策定に際しては、若者で構成される「鶴岡まちづくり塾」、旧町村単位に設置されている「地域振興懇談会」の他にも、広く市の状況や市民のニーズを把握するため、市民ワークショップやパブリックコメント等の手法により市民の参画を促し、市民の視点を重視した計画策定に努める。

また、人口減少の克服、地方創生の実現をめざし策定した「鶴岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の考え方や施策の方向性とも整合性を図るものとする。

これらの計画策定作業は、平成29年度から30年度までの2ヶ年で行い、平成30年度中の策定をめざす。

3. 総合計画の構成と計画期間

(1) 構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成する。

① 基本構想

本市のめざす都市像とまちづくりの基本方針を明らかにし、それらを実現するための施策の大綱、地域振興の方針等を示す。

② 基本計画

基本構想に掲げる都市像を実現し、基本方針に沿ったまちづくりを行うため、施策の方向と主な施策、施策の達成度を測る目標指標を示す。

③ 実施計画

(2) 計画期間

① 基本構想

計画期間は、平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間とする。

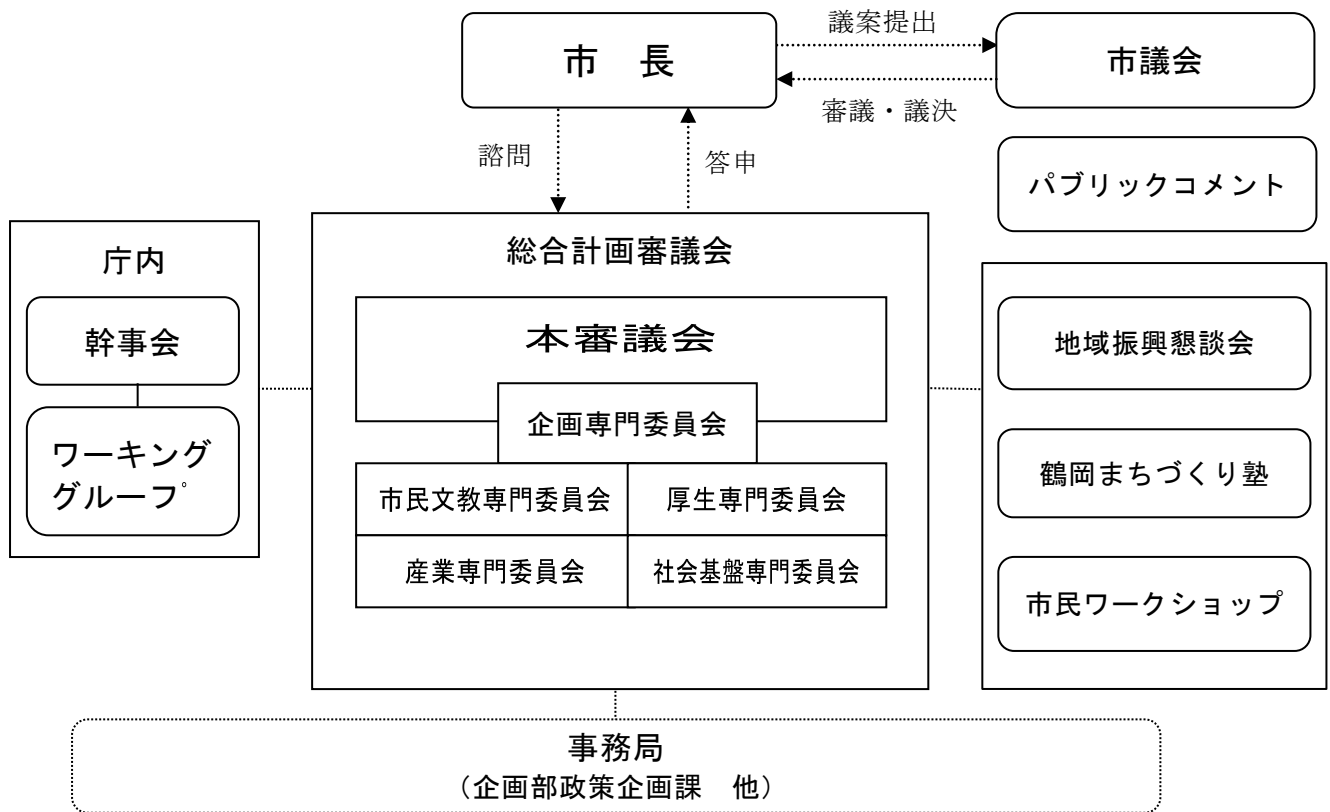
② 基本計画

基本計画は、必要に応じ 5 年間をめぐりに見直すことにする。

※ 実施計画

総合計画の基本構想及び基本計画を推進するため、社会情勢や財政状況、地域の実情等を勘案し、毎年、市が向こう 3 年間に取り組むべき具体的な施策をまとめた実施計画を策定する。

4. 総合計画の策定体制



※詳細な体制は、**資料 1**

(1) 総合計画審議会

① 総合計画審議会

鶴岡市総合計画審議会条例第 1 条に基づき設置し、市議会議員、知識経験者、関係行政機関の職員及び団体の役員、並びに市民の代表者による 35 名以内の委員で組織する。

市長の諮問に応じ、総合計画の策定に必要な調査及び審議を行う。

② 専門委員会

鶴岡市総合計画審議会条例第 8 条に基づき設置し、各分野における政策課題、主要テーマ、施策の方向性等について、専門的な見地から調査、審議する。企画専門委員会は基本構想を主に検討し、他の専門委員会は基本計画を主に検討する。

なお、分野横断的な課題については、庁内関係部署で協議、検討し、必要に応じ合同専門委員会を開催して検討する。

委員は、分野毎で関係団体や専門的見識を有する方などから選任する。

委員長及び委員長職務代理者を置き、委員長については委員による互選により選出し、委員長職務代理者については委員長が指名する。

専門委員会名	所 管 事 項	担当部等
企 画 専 門 委 員 会	市政運営の基本理念等に関する事	総務部 企画部
市 民 文 教 専 門 委 員 会	地域コミュニティの活性化、環境保全対策、防災・防犯対策の推進及び教育・文化・スポーツの振興等に関する事	市民部 消防本部 教育委員会
厚 生 専 門 委 員 会	健康の増進、福祉の充実等に関する事	健康福祉部 荘内病院
産 業 専 門 委 員 会	農林水産業、商工業及び観光の振興、地域経済の活性化等に関する事	農林水産部 農業委員会 商工観光部
社 会 基 盤 専 門 委 員 会	都市基盤の整備、交通環境の充実、地域情報化の推進等に関する事	建設部 上下水道部

(2) 市民の意見の反映

① 地域振興懇談会

旧町村単位で設置されている地域振興懇談会において、各地域の振興方針について意見を聴取する。

② 鶴岡まちづくり塾

若者世代で構成される鶴岡まちづくり塾において、今後の地域づくりに対する意見を聴取する。

③ 市民ワークショップ

多様な市民の意見を反映させるためワークショップを開催する。

・テーマ「10年後の鶴岡の姿とそのためのまちづくりについて」(仮)

④ パブリックコメント

総合計画審議会より答申を受けた総合計画(案)について、ホームページに掲載し、広く市民の意見を募集する。

(3) 事務局体制

① 総合計画審議会幹事会

副市長以下、次の職にある職員を総合計画審議会幹事とし、幹事をもって幹事会を設置し、審議会事務を総括する。

＜総合計画審議会幹事＞ 26名

副市長、教育長、総務部長、企画部長、市民部長、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、藤島庁舎支所長、羽黒庁舎支所長、櫛引庁舎支所長、朝日庁舎支所長、温海庁舎支所長、荘内病院事務部長、上下水道部長、教育部長、議会事務局長、消防長、総務課長、総務課主幹、財政課長、職員課長、地域振興課長、政策企画課長、地方創生推進主幹

② 専門委員会担当庁内部会

総合計画審議会の専門委員会ごとに担当部課長等による専門委員会担当庁内部会を設置し、基本構想案及び基本計画原案の調整等を行う。

各専門委員会担当庁内部会の構成員は次のとおりとする。

名 称	構 成 員
企画専門委員会 担当庁内部会	総務部長、企画部長、各庁舎支所長 総務課長、総務課主幹、職員課長、職員課主幹、 財政課長、食文化創造都市推進課長、地域振興課長、 情報企画課長、政策企画課長、地方創生推進主幹、 各庁舎総務企画課長
市民文教専門委員会 担当庁内部会	市民部長、消防長、消防次長兼消防署長、教育部長、 各庁舎支所長 市民課長、コミュニティ推進課長、 市民部参事兼危機管理監兼防災安全課長、 防災安全課主幹、環境課長、廃棄物対策課長、 消防本部総務課長、予防課長、警防課長、 管理課長、管理課主幹兼学区再編対策室長、 学校教育課長、学校教育課指導主幹、社会教育課長、 社会教育課文化主幹、 社会教育課主幹兼藤沢周平記念館長、スポーツ課長、 中央公民館長、図書館長、学校給食センター所長、 各庁舎総務企画課長、各庁舎市民福祉課長

<p>厚生専門委員会 担当庁内部会</p>	<p>健康福祉部長、荘内病院事務部長、 事務部参事兼医事課長、各庁舎支所長 健康課長、健康課保健主幹、福祉課長、長寿介護課長、 子育て推進課長、 子育て推進課主幹兼子ども家庭支援センター所長、 国保年金課長、荘内病院総務課長、施設管理主幹、 各庁舎市民福祉課長</p>
<p>産業専門委員会 担当庁内部会</p>	<p>農林水産部長、農林水産部参事兼農政課長、 農業委員会参事兼事務局長、商工観光部長、 各庁舎支所長 農政課主幹兼農政企画室長、農山漁村振興課長、 商工課長、観光物産課長、各庁舎産業建設課長</p>
<p>社会基盤専門委員会 担当庁内部会</p>	<p>建設部長、建設部参事、上下水道部長、各庁舎支所長 都市計画課長、都市計画課主幹、土木課長、 土木課地域調整主幹、建築課長、上下水道部総務課長、 水道課長、下水道課長、下水道課主幹、契約管財課長、 地域振興課長、情報企画課長、各庁舎産業建設課長</p>

各部会に部会長を置き、部会の事務を統括する。

5. 総合計画 策定スケジュール (資料2参照)

総合計画の策定については、総合計画審議会において平成31年1月をめどに取りまとめ、平成31年3月議会において基本構想に関する市議会の議決を得、平成31年3月までの策定を目標として進めることとする。